

**令和8年度福島市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度) 実施事業者
募集要領**

**2026(令和8)年1月
福島市こども未来部**

1. はじめに

福島市では、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる乳児等通園支援事業（通称：子ども誰でも通園制度。以下「当事業」という。）を実施する事業者を募集します。

2. 募集事業者（実施主体）

事業実施者は、福島市内において、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援センター、児童発達支援事業所、児童発達支援センター、認可外保育施設のいずれかを運営している事業者

3. 応募要件

応募の際は、以下の要件を満たすこととします。

- (1) 福島市子どものえがお条例（令和3年条例第28号）第3条第2号に規定する基本理念を理解した上で、乳幼児の預かりや保護者支援に、熱意と理解を持ち、実施に積極的に協力できること。
【福島市子どものえがお条例】
子どもが、健やかに育つために、子どもにとっての最善の方法及び子どもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境を整えられること。
- (2) 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (3) 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団員排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定するものをいう。）に該当しない者であること。

4. 事業内容等

(1) 事業開始日

令和8年の4月1日、5月1日、6月1日、7月1日のいずれかの日から事業開始

(2) 対象となるこども

ア 利用日時点で、生後6か月～満3歳未満

※実施施設の状況により、受入年齢を限定することは可能

イ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所または企業主導型保育事業所に通園していない未就園児

(3) 実施方式

種別	内容
一般型(在園児合同)	保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と同じ部屋で受け入れを行う方法
一般型(専用室独立実施)	保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて受け入れを行う方法
余裕活用型(在園児合同)	保育所等の空き定員の範囲内において、同じ部屋で受け入れを行う方法

(4) 実施場所

一般型	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援センター、児童発達支援事業所、児童発達支援センター、認可外保育施設
余裕活用型	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(5) 利用時間

こども1人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施します。

(6) 開所時間等

開所日及び開所時間は、事業者において定めることとしますが、原則として週に2日以上かつ月に10時間以上の利用可能枠を確保することとします。

(7) 料金

① 事業者が利用者から徴収する利用料金

ア 一人1時間当たり300円を基本とし、事業者が利用料金を定めて施設で徴収します。

イ 利用者によっては、以下のとおり利用料金の減免を受けられる場合があります。

【生活困窮家庭等負担軽減加算】

生活保護法による被保護世帯	300円／1時間 減額
市町村民税所得割の合算額が7万7,101円未満の世帯 (市町村民税非課税世帯含む)	210円／1時間 減額

※減免した利用料は市から事業者へお支払いいたします。

※減免対象者の登録は、利用者から認定申請を受けた市町村が行います。

ウ 上記のほか、あらかじめ保護者の同意を得た上で、食事代・おやつ代・行事費等の実費相当額について、事業者が定めて徴収します。

② 市から事業者へ給付

公定価格は以下のとおりです。各種加算については別添「公定価格について」をご覧ください。

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

5. 応募申請書・関係書類

①様式第1号 乳児等通園支援事業認可申請書

②認可申請書添付書類

別添「認可申請 添付書類一覧」をご確認のうえご提出ください。

主な提出資料：事業計画書、運営規程、平面図、従事者の資格証写し

今回の認可申請とは別に、特定乳児等通園支援の確認申請書の提出が必要です。規則がまだ公布されていないため、応募のあった事業者に後日提出を依頼いたします。

6. スケジュール等

1	募集要領公表 ・募集要領、各種様式及び資料等は本市ホームページにて公表します。 URL: https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kosodate-portal/mokuteki/azukari/sonota_azukari/r8daretsuu.html	令和8年1月20日（火）公表
2	質問の受付 ・質問事項については個別に受付いたします。 ・「9. 問い合わせ・書類送付先」に記載のメールアドレスに質問内容を送付するか、電話で問い合わせください。	令和8年1月20日（火）～ 隨時受付
3	応募申請書・関係書類の受付 ・「9. 問い合わせ・書類送付先」に記載のメールアドレスにデータで提出をお願いします。 ・提出の際はメールを送付した旨、担当者に電話でご連絡ください。 ・提出期限に間に合わない書類がある場合は事前にご連絡ください。	令和8年2月20日（金）まで
4	・福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 保育所・認定こども園等部会開催 ・実施事業者の決定	令和8年3月（予定）
5	実施事業者の認可	令和8年3月下旬（予定）
6	事業開始	令和8年4月1日～（4月から7月）

7. その他の留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用については、すべて法人の負担とします。
- (2) 申請内容は、福島市との協議により、内容の変更を求める場合があります。
- (3) 本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- (4) 以下に該当する場合は、応募が無効または失格となります。
 - ア 本応募要領に適合していない場合
 - イ 応募書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ウ その他不正行為等があった場合
- (5) 社会福祉法人が実施する場合は定款変更が必要です。本応募と並行して定款変更の準備をしていただきますようお願いします。
- (6) その他、本募集要領に定めのない事項については、福島市において定めます。

8. 参考資料

- 【資料1】認可申請・確認申請添付書類一覧
- 【資料2】参考様式（事業計画、従事者一覧等）
- 【資料3】利用に関すること
- 【資料4】設備及び人員配置の基準
- 【資料5】公定価格について
- 【資料6】重要事項説明書（ひな型）

9. 問い合わせ・書類送付先

福島市 こども未来部 幼保企画課 幼保企画係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL 024-597-6726
メール kodomo@mail.city.fukushima.fukushima.jp